



「最近に於ける英國の關稅政策」 補足

瀧谷，善一

(Citation)

經濟學商業學國民經濟雜誌, 37(3):397-398

(Issue Date)

1924-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00053681>



「最近に於ける英國の關稅政策」補足

瀧谷善一

本誌前號掲載拙稿「最近に於ける英國の關稅政策」中一六頁最後の二行及び三五頁最初の二行に關聯し左の通り補足す。

産業保護法の第二部即ち投賣防止の規定は、第一部即ち樞要工業の保護の規定と異り、其有效期間を限定して居ないが、只、投賣防止の内で(ロ)爲替相場下落に因る投賣防止の爲めに外國品に課稅する命令は、該法通過の日より三年を経過した後は、新に之を出さず又は既に出されたる命令の效力は繼續せざることとなつて居る。(Safeguarding of Industries Act, 1921. 第九條第二項後段)其の三年が此の八月中旬に到來するので、政府に特に該規定の修正案を議會に出さなければ、現に爲替相場下落による投賣防止の爲めに委員會の査定を経て、瓦斯マントル、編手袋、手袋用編織物、或種の玻璃器等に課して居る關稅は爾後效力を失ふこととなるので、下院議員が政府の方針を質問した處が去る四月八日此點につき商務大臣ウエツプ氏は此種の關稅は八月十九日に效力を失ふこととなり、且つ其以後は新に爲替相

場下落の爲めに投賣防止税を課するの命令を發せざることを聲明した。尤も投賣防止の中で(イ)生産費以下の價格にて投賣する物については法律の規定上、投賣防止税を引續き課し得ることゝなつて居る。只、實際は此種の關稅を課せられて居る物は殆んどないさうである。さうして此規定も自由貿易主義の考からいへば早晚廢止せられる運命を有するものである。

尙六頁八行目 Reginald McKenna は Reginald McKenna の誤植につき訂正す。

(大正十三年八月六日)